

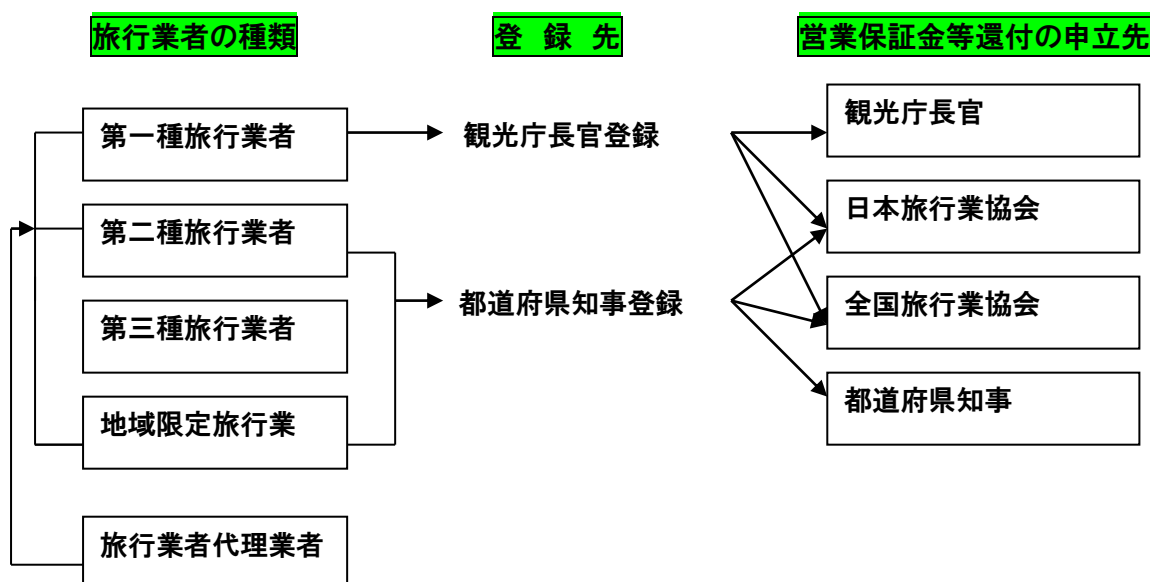
観光庁と東京都の担当部署は次のとおりです。

- 観光庁観光産業課 Tel03-5253-8329(直通)
- 東京都産業労働局観光部振興課 Tel03-5320-4769(直通)

(3) 旅行者が旅行者代理業者の場合

契約相手が旅行者代理業者の場合には、独自の営業保証金はなく、代理(所属)している旅行者の営業保証金または弁済業務分担金から弁済を受けることになりますので、まずは代理(所属)している旅行者に相談をして解決を図るようにしてください。

営業保証金権利実行の申立先一覧



3 東京都へ旅行者営業保証金の権利実行の申立てをする場合の手続きは？

契約の相手が東京都知事登録で、旅行業協会に加盟していない場合の手続きは概ね下記のとおりです。

(1) 営業保証金の権利実行の申立て

東京都に、旅行者営業保証金規則第二条第一項に従い、申立書(第二号書式、東京都にあります)に権利を証明する書面をつけて申立てをすることになります。

※ 権利を証明する書面とは

- ① 支払いの事実を証明する書類
旅行会社の発行した領収書

金融機関発行の旅行会社への振込金受取書・振込明細書など

②申し込んだ旅行の名称・価格を証明する書類

旅行の旅行申込書・条件説明書・契約書、パンフレットなど

③その他権利を証明する書類

確定判決の正本及び確定証明、債権差押調書など

(2) 旅行者営業保証金の権利実行申立てに係る公告

東京都は申立書を受理しますと、営業保証金規則に従い「旅行者営業保証金の権利実行申立てに係る公告」を「官報」に掲載します。この公告は、「当該旅行者の営業保証金に権利を有する者は、公告掲載の日の翌日から60日以内に、申出書(第三号書式、東京都にあります)に権利を有することを証明する書面を添付して、東京都知事に提出すること。この期限までに申出書の提出がないときは、この手続きから除外される。」という内容です。

(3) 調査のための意見聴取会の開催及び仮配当表に係る公告

60日を経過しますと、次に東京都は「旅行者営業保証金の権利調査のための意見聴取会及び仮配当表に係る公告」を「官報」に掲載します。

この公告は、営業保証金を比例配分し、仮配当額を計算します。そして、この手続きに必要な費用(官報掲載費用、郵送料)を配当を受ける金額に応じて負担とするという規定に従い、その負担額を差し引いた払渡し額一覧表・仮配当表を掲載します。

さらに、この仮配当表及び新たな事実の発生などについて意見を聞く会「意見聴取会の開催の日時、場所など」の内容です。

(4) 意見聴取会の開催

意見聴取会では、申立等を受けた旅行者と申立・申出をした者の当事者双方から仮配当表に対する意見や申立て等をした以降に返済等なされたかなどを確認し、正式な配当額を確定します。この日以降は返済等の事実があっても、額の変更はできません。

(5) 旅行者営業保証金の権利実行のための配当表に係る公告

この公告は、意見聴取会で確定した「申立・申出者ごとの配当額、手数料額、払渡し額一覧」と「この手続きに要した費用を営業保証金規則に従い東京都に支払う」という内容です。

(6) 証明書の発行

配当表を公示した日から 30 日を経過しますと、東京都は、申立・申出者が配当表に従った金額を法務局より受け取るための東京都知事名の「証明書(供託規則第29号書式)」を発行します。

(7) 配当の実施と払渡し

この「証明書」が郵便で届きましたら、旅行業者が営業保証金を供託した法務局で払渡しを受けることになります。この手続きに必要な書類そして供託をしている法務局については、「証明書」と一緒にお送りをします。

東京都内には、旅行業者営業保証金を供託できる法務局は四ヶ所あり、その名称、所在地は次のとおりです。

1) 東京法務局供託課

〒102-8225 千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎 Tel03-5213-1234

2) 東京法務局府中支局

〒183-0052 府中市新町2-44 Tel042-335-4753

3) 東京法務局八王子支局

〒192-0364 八王子市南大沢2-27 フレスコ南大沢 Tel042-670-6240

4) 西多摩支局

〒197-0004 福生市南田園3-61-3 Tel042-551-0937